香川県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、香川県安全・安心まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、自主防犯活動に取り組み、又は取り組もうとしている団体等にアドバイザーを講師として派遣し、指導及び助言を行うことで、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた自主的な活動を促進することを目的とする。

（アドバイザーの委嘱）

第２条　県は、防犯に関する豊富な知識と経験を有する者をアドバイザーに委嘱する。

２　県は、アドバイザーを委嘱する場合、アドバイザーに委嘱状（様式第１号）を交付し、「香川県安全・安心まちづくりアドバイザー名簿」（様式第２号）に登録するものとする。

　（アドバイザーの活動内容）

第３条　アドバイザーの活動内容は、次の各号のとおりとする。

（１）活動事例紹介等を通じた組織結成及び活動の活性化のための指導及び助言

（２）危険箇所点検による安全マップ作成及び効果的なパトロール手法の指導及び助言

（３）建物の防犯診断及び防犯設備の紹介等による防犯環境設計に関する指導及び助言

（委嘱期間）

第４条　アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

（委嘱の取消し）

第５条　アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

（１）本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合

（２）アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

　（アドバイザーの派遣対象）

第６条　アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）自主防犯活動に取り組み、又は取り組もうとする団体（自主防犯組織、自治会、婦人会、老人会、学校、ＰＴＡ等）

（２）地域と連携して自主防犯活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者

２　アドバイザーの派遣による活動は、次の要件を満たすものでなければならない。

（１）県民を対象とする講習会等の開催に伴うものであって、第３条のアドバイザーの活動内容に合致するもの

（２）営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと

（３）参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること

（４）事業者が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること

　（アドバイザーの派遣申請）

第７条　アドバイザーの派遣を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、派遣希望日のおおむね３週間前までに、「香川県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書」（様式第３号）を、県に提出するものとする。

　（派遣の決定）

第８条　県は前条の規定による派遣申請を受理した場合は、これをアドバイザーと調整したうえで、派遣の採否を決定し、その結果を申請者及びアドバイザーへ通知する。

　（アドバイザーの遵守事項）

第９条　アドバイザーは、活動するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

（１）一切の商行為を行わないこと

（２）派遣先の団体等に対して活動等を強制しないこと

（３）知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと

（４）派遣先の団体等の支援要望をできるだけ尊重すること

（活動の報告）

第10条　申請者は、アドバイザーの派遣を受けた後２週間以内に、県に対し「香川県安全・安心まちづくりアドバイザー活動実績報告書」（様式第４号）を提出するものとする。

　（報酬等）

第11条　県は、前条の規定による報告を確認後、速やかにアドバイザーに対し、謝金及び旅費を支給する。

２　前項の謝金については、別表のとおりとする。

３　第１項の旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（昭和27年香川県条例第32号）の例により支払う。

　（その他）

第12条　この要綱に記載のない事項については、別途定める。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表

１回の派遣当たりの謝金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 内容 | 金額 |
| １ | 活動事例紹介等を通じた組織結成及び活動の活性化のための指導及び助言 | 5,000円 |
| ２ | 危険箇所点検による安全マップ作成及び効果的なパトロール手法の指導及び助言 | 12,000円 |
| ３ | 建物の防犯診断及び防犯設備の紹介等による防犯環境設計に関する指導及び助言 | 6,000円 |